

幼児教育・保育の無償化の概要について

幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）は、子どもたちに生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、国において実施されるものです。

令和元（2019）年5月10日に無償化のための改正子ども・子育て支援法が可決され、令和元（2019）年10月から無償化が開始されることとなりますので、その概要について報告するものです。

1. 対象者

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども。

2. 無償化の対象範囲

対象者が主として利用する施設に応じて、無償化の対象範囲（対象サービス）が異なります。施設毎の対象範囲は以下のとおりです。

① 幼稚園及び認定こども園（教育認定）利用者

ア. 対象者の保育料（新制度未移行幼稚園は月額2.57万円までの保育料）を無償化
※通園送迎費、給食費（主食・副食）、行事費など実費徴収費用は無償化の対象外

イ. 幼稚園等の預かり保育料

対象者が新たに保育の必要性の認定を受けた場合、保育料（ア）に加え、月額1.13万円（住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円）までの預かり保育利用料を無償化

② 保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業の利用者

対象者の保育料を無償化

※通園送迎費、給食費（副食）、行事費など実費徴収費用は無償化の対象外

③ 認可外保育施設等の利用者

ア. 対象となるサービス

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など。

イ. 利用上限額

対象者が新たに保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円）までの対象サービスの利用料を無償化

3. 副食費（食材料費）の取扱い

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた3歳から5歳までの保育園及び認定こども園（保育認定）を利用する子どもの副食費が実費徴収化されることとなります。ただし、年収360万円未満の世帯及び第3子に対しては、新たに副食費が免除される取扱いとなる予定です。

なお、0歳から2歳までの子どもについては、これまで同様に主食・副食費ともに保育料に含まれる取扱いとなります。